

令和6年度 市民税・県民税税制改正のお知らせ

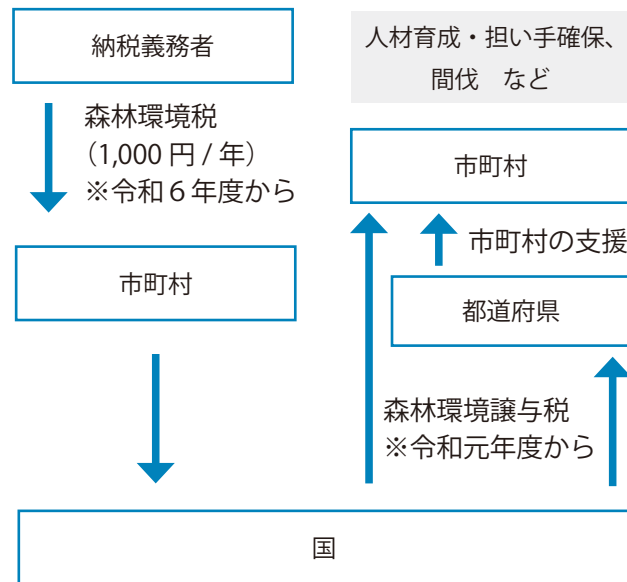
課税課 ☎ 65-1224

令和6年度の市民税・県民税（個人住民税）に関する税制改正は、主に次の3点です。

① 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害を防止するための森林整備などを図るため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は、令和6年度より個人住民税の均等割の枠組みを使って、国税として1人年間1,000円が賦課徴収され、その税収は全額が森林環境譲与税として市区町村や都道府県に譲与されます。

なお、平成26年度から「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、個人住民税均等割に1,000円（市民税500円、県民税500円）を加算していた復興特別税は、令和5年度をもって終了します。



森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

② 特定配当等および特定株式等譲渡所得の課税方式の統一

特定配当等および特定株式等譲渡所得については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっていました。令和6年度より、課税方式を所得税と個人住民税で一致させる改正がなされました。これにより、所得税で特定配当等および特定株式等譲渡所得を総合課税（分離課税）で確定申告すると、個人住民税も所得税と同じ課税方式で申告したことになり、所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となります。

所得税で特定配当等および特定株式等譲渡所得を確定申告すると、これらの所得は個人住民税でも合計所得や総所得金額などに算入されることになり、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますので、ご注意ください。

③ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度より、年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、以下のいずれかに該当しない限り扶養控除の適用対象から除外することとなりました。

- 1 留学により非居住者になった人
- 2 障害者
- 3 扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

国外居住親族について、扶養控除の適用を受けようとする居住者は、その国外居住親族の年齢などの区分に応じて、親族関係書類や送金関係書類などの必要な確認書類を全て提出または提示する必要があります。

令和6年度 市民税・県民税税制改正に関する詳細は、課税課 HP をご覧ください。



令和6年度 軽自動車税（種別割）のお知らせ

課税課 ☎ 65-1224

令和6年度の軽自動車税（種別割）
税率（年額）は次の通りです。

1 13年経過した車は税率が上がります！

2 グリーン化特例（軽課）とは？

車種区分	税率			税率（令和6年度のみ）			
	新車新規登録時期			新車新規登録時期（R5.4～R6.3）			
	① H23.3以前 （※1）	② H27.3以前 （①を除く）	③ H27.4以降	電気、天然 ガス自動車 （※2）	ガソリン、ハイブリッド車（※3）		
軽自動車						R12年度燃費 基準90%達成	R12年度燃費 基準70%達成
三輪（排気量660cc以下）	4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	R2年度燃費基準達成		
四輪以上 （660cc以下）	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	2,000円 （乗用営業用のみ）	3,000円 （乗用営業用のみ）
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円	3,500円	5,200円
	貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	対象外	
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円		

※1 電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車の税率は②または③です。

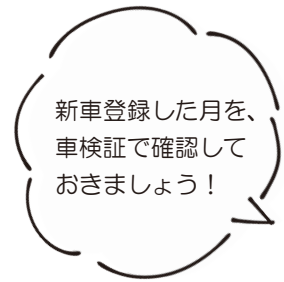
※2 H21年排出ガス規制からNOx10%以上低減またはH30年排出ガス規制適合車に限りません。

※3 H17年排出ガス基準75%低減達成車またはH30年排出ガス基準50%低減達成車に限りません。

1 13年経過した車は税率が上がります！

毎年4月1日現在で新車新規登録（初度検査年月）から13年を経過した軽自動車は、前年度よりも税率が高くなります。

令和6年度に対象となる軽自動車は、初度検査年月が平成23年3月以前の車両です。



2 グリーン化特例（軽課）とは？

グリーン化特例は、二酸化炭素などの有害物質の排出を抑えた、燃費の良い車を減税する制度です。減税率は燃費基準によって変わります。

ただし、長期間減税を受けられるわけではありません。グリーン化特例により軽自動車税（種別割）が減税されるのは、新車登録の翌年度の支払いのみです。令和5年度に軽減を受けていた車両は、令和6年度に本来の税率（表の③）に戻ります。

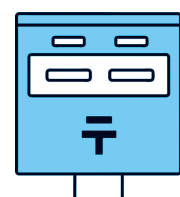
また、あくまでも「新車登録してからの支払い」になるため、グリーン化特例は中古車の場合、ほとんど適用されません。



▼原動機付自転車や二輪車などを所有している人はこちら

車種区分	税率（年額）	
原動機付自転車	排気量50cc以下（ミニカー除く）	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	2,400円
	特定小型原動機付自転車（排気量0.6kw以下）	2,000円
	ミニカー（排気量50cc以下）	3,700円
二輪の軽自動車	排気量125cc超250cc以下 （ボートトレーラーなどの被けん引車を含む）	3,600円
二輪の小型自動車	排気量250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	5,900円

5月初旬ごろに送付する納税通知書で、改めて税額をご確認ください。



■水道の冬支度はお済みですか？

水道課 ☎ 65-1332

気温が氷点下になると、水道管が凍結する恐れがあります。凍結による破損で漏水が発生した場合は、水道料金および修理費も個人負担となります。点検と対策で破損事故を未然に防ぎましょう。



水道課 HP

凍結・破損しやすい水道管

- ・屋外に露出している管
- ・風当たりの強い場所にある管
- ・日陰にある管
- ・老朽化した管



凍結による破損漏水

凍結の予防方法

- ・露出している水道管には市販の保温材やタオルなどを巻き付けましょう。
- ・外気が直接当たらないよう、段ボールなどで囲むと効果的です。
- ・外の蛇口はタオルなどで覆いましょう。
- ・長期間不在で水道を使用しない場合は、量水器ボックス内のバルブを閉め、蛇口を開けて水道管内の水抜きをしてください。



凍結防止対策でタオルを巻き付ける

水道管や蛇口が凍ってしまった場合

自然に溶けるのを待つかタオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりと掛けて溶かしてください。



ぬるま湯で溶かしましょう

水道管が破損した場合

量水器ボックス内のバルブを閉めて、水道センター（☎ 32-5900）または市の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください（修理費用は個人負担）。

量水器が破損した場合

量水器を交換しますので、上下水道局お客様センター（☎ 65-1331）へご連絡ください。

節水にご協力ください

企画経営課 ☎ 65-1330



詳細はこちら

新居浜市では、令和5年9月以降雨が少ない状況が続いており、本市の上水道水源の100%をまかなう地下水の水位が低下しています。このまま雨の少ない状況が続けば、水道水の安定供給が難しい状況になりますので、節水へのご協力をお願いします。

まずは一人1日30秒（約6ℓ）の節水を！



水道課 薦田雅弥